

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 9 月 12 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800018 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800027 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社 (現在は、D 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の F 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者の G 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 61 年 6 月 7 日から平成 2 年 4 月 1 日までのうち、約 1 年間
② 昭和 62 年 1 月 1 日から平成元年 12 月 31 日までのうち、約 1 年間
③ 昭和 61 年 6 月 7 日から平成 2 年 4 月 1 日までのうち、半年ないし 1 年間
④ 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 12 月 31 日までのうち、約 1 年間
⑤ 平成元年 1 月 9 日から平成 2 年 12 月 31 日までのうち、約 1 年間

私は、請求期間①について、A 社に派遣登録し、H 営業所 (現在は、I 社) に派遣され、ワープスクールのインストラクターなどの仕事をしていた。

請求期間②について、C 社に派遣登録し、J 地区の K 社では OA インストラクターとして、L 社では一般事務 (庶務) として派遣されていた。

請求期間③について、E 社に派遣登録し、M 市 N 区の O 社 (現在は、P 社) に一般事務 (庶務) として派遣されていた。

請求期間④について、F 社に派遣登録し、Q 地区の R 地区にある S 社 (現在は、T 社) のコールセンターにオペレーターとして派遣されていた。

請求期間⑤について、G 社に派遣登録し、U 駅にある V 社 (現在は、W 社) の X ショップに

ワープロスクールのインストラクターとして派遣されていた。

請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、請求期間①から⑤までを被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社に派遣登録し、H営業所に派遣され、ワープロスクールのインストラクターなどの仕事をしていたと主張している。

しかしながら、請求者の請求期間①に係る雇用保険の加入記録を確認することができない上、請求期間①当時の派遣先であったとする現在のI社は、請求者が請求期間①にH営業所に勤務していたことを確認できないと回答している。

また、請求者が派遣登録していたとする現在のB社は、「A社の資料は残っておらず、分からない。」と回答しており、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間①にA社において被保険者記録のある22名に文書照会を行い、9名から回答があったが、いずれの者も請求者を知らないと回答している。

加えて、企業年金連合会は、B社が昭和60年7月1日から加入していたY厚生年金基金における請求者の請求期間①に係る加入員記録は確認できない旨回答している上、Z健康保険組合も、「請求者の請求期間①に係る資格取得・喪失・月額変更等の事実関係が分かる資料はない（該当者なし）」と回答している。

2 請求期間②について、請求者は、C社に派遣登録し、J地区のK社ではOAインストラクターとして、L社では一般事務（庶務）として派遣されていたと主張している。

しかしながら、請求者の請求期間②に係る雇用保険の加入記録を確認することができない上、請求期間②当時の派遣先であったとするK社及びL社は、請求者が請求期間②に勤務していたことを確認できないとそれぞれ回答している。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和62年10月1日であり、請求期間②のうち、同日前の期間において、同社が適用事業所であった記録は確認できない上、請求者が派遣登録していたとする現在のD社は、「スタッフ情報を確認したが、請求者に係る登録実績を確認できない。」と回答しており、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間②にC社において被保険者記録のある21名に文書照会を行い、10名から回答があったが、いずれの者も請求者を知らないと回答している。

加えて、企業年金連合会は、D社が昭和62年12月1日から加入していたa厚生年金基金における請求者の請求期間②に係る加入員記録は確認できない旨回答している上、b健康保険組合も、請求者の請求期間②に係る資格取得・喪失・月額変更等の事実関係が分かる資料については、全て保存期間経過のため確認できない旨回答している。

3 請求期間③について、請求者は、E社に派遣登録し、M市N区のO社に一般事務（庶務）と

して派遣されていたと主張しているところ、E社の本社の元経理課長は、O社に登録社員を派遣していた旨陳述している。

しかしながら、請求者の請求期間③に係る雇用保険の加入記録を確認することができない上、請求期間③当時の派遣先であったとする現在のP社は、「平成19年以前の資料は廃棄されており、請求者が請求期間③にO社に勤務していたことを確認できない。」と回答している。

また、E社の現在の代表取締役は、請求期間③当時の資料は一切残っていないと陳述しており、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、E社において給与計算を担当していたとする者は、「派遣社員は、全員が年金や保険に加入していたわけではなく、給与天引きしていたのは、数年間同じ会社に派遣されている一部の少数の方達だけだったと記憶している。」と回答している上、E社の派遣社員として派遣先に勤務していた同僚は、「長期の契約では厚生年金に入っていた。半年くらいの短期の契約のときは、厚生年金に入っていなかったと思う。」と陳述している。

- 4 請求期間④について、請求者は、F社に派遣登録し、Q地区のR地区にあるS社のコールセンターにオペレーターとして派遣されていたと主張しているところ、F社の複数の正社員はS社のコールセンターに登録社員を派遣していた旨陳述している上、1名の正社員は、請求者の名前を知っていると回答していることから、期間は特定できないものの、請求者がF社に派遣社員として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者の請求期間④に係る雇用保険の加入記録を確認することができない上、請求者が請求期間④当時の派遣先であったとする現在のT社は、請求者がS社のコールセンターに勤務していたことを確認することができない旨回答している。

また、F社は、平成20年4月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元代表取締役は、請求者の請求期間④当時の勤務形態等について、記録がなく不明である旨回答していることから、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、S社のコールセンターを担当していた派遣元責任者は、厚生年金保険の加入について、「正社員は2、3か月間の試用期間があり、その間社会保険に加入できず、派遣社員は、長期の契約の場合に、当初から加入していたと思う。」と、同コールセンターを担当していた別の派遣元責任者は、「3か月とか6か月经たないと社会保険に入れなかったような気がする。3か月か6か月经って、本人の希望を聞いて、希望があれば加入させていたと思う。」と、それぞれ陳述していることから、F社では、必ずしも全ての派遣社員を厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

- 5 請求期間⑤について、G社に派遣登録し、U駅にあるV社のXショップにワープロスクールのインストラクターとして派遣されていたと主張している。

しかしながら、請求者の請求期間⑤に係る雇用保険の加入記録を確認することができない上、W社は、請求者が請求期間⑤にV社に勤務していたことを確認することができない旨回答して

いる。

また、G社は、平成 23 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の出資会社である c 社は、「G社の人事記録、賃金台帳等の資料については、保存期限を過ぎていたため保管していない。」と回答しており、請求者の請求期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間⑤にG社において被保険者記録のある 23 名に文書照会を行い、6 名から回答があったが、いずれの者も請求者を知らないと回答している。

- 6 このほか、請求者は、請求期間①から⑤までに係る給与明細書等を所持しておらず、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。